

■通学区域外の学校を指定する場合の基準（学区外通学許可基準）■

	許可できる事由	許可学年	許可期間	提出書類
1	他の学区へ転居したが、高学年のため引き続き従前校への通学を希望する場合 （※許可できる事由 3に該当する場合は、3を適用する）	小学校5年 中学校2年 以降の児童生徒	卒業まで 小学校での許可は中学校に及ぼさない	①入学を指定された学校の変更申立書 ②通学安全の確保にかかる誓約書
2	他の学区へ転居したが、学期途中又は学年途中のため引き続き従前校への通学を希望する場合 （※許可できる事由 3に該当する場合は、3を適用する）	全学年の児童生徒	当該学期終了又は学年終了まで（1年未満の期間）	①入学を指定された学校の変更申立書 ②通学安全の確保にかかる誓約書
3	通学区域の境界付近に居住し、隣接する通学区域の小・中学校へ就学する場合 〈許可の条件〉※以下のすべての条件を満たしている場合に限る ①就学を希望する学校と指定校との距離を測定し、希望する学校の方が近いか、同じ距離である場合 ②就学を希望する学校と指定校との通学方法や通学経路を特定した上で、道路状況・通学環境を比較し、客観的に見て、通学の安全を図る上で就学を希望する学校が勝ると認められる場合 ③受入学校施設の運営上問題がないと判断される場合	全学年の児童生徒	卒業まで	①入学を指定された学校の変更申立書 ②通学安全の確保にかかる誓約書 ③通学経路表
4	現在入居住宅の増改築工事のため一時転居し、完成後再入居するため従前校への通学を希望する場合	全学年の児童生徒	半年間程度を限度とし、工事完成後再入居までの期間	①入学を指定された学校の変更申立書 ②通学安全の確保にかかる誓約書 ③完成までの期間等を明らかにしらべる書類
5	住居の新築または借家等の関係で転居が予定され、転居先の学校に通学を希望する場合	全学年の児童生徒	半年間（公共事業の場合は1年）を限度とし、転居の日まで	①入学を指定された学校の変更申立書 ②通学安全の確保にかかる誓約書 ③新築または借家等である事を証する書類の写し ④公共事業による移転の場合はその事実を証する書類の写し
6	公共事業のため転居したが、従前校が隣接学区であるため、引き続き従前校への通学を希望する場合	全学年の児童生徒	卒業まで	①入学を指定された学校の変更申立書 ②通学安全の確保にかかる誓約書 ③公共事業による移転である事を証する書類の写し
7	病弱により通院等を必要とするため、従前校または病院等に近い学校への通学を希望する場合	全学年の児童生徒	医師が必要と認める期間	①入学を指定された学校の変更申立書 ②通学安全の確保にかかる誓約書 ③医師の診断書等
8	保護者の就労により、児童の預け先の住所地の指定校又は勤務場所に近い学校への通学を希望する場合	小学校で必要と認められる学年	小学校卒業まで	①入学を指定された学校の変更申立書 ②通学安全の確保にかかる誓約書 ③両親又は父・母の勤務（就労）証明書 ④預け先の受入承諾書
9	いじめ、登校拒否等により生徒指導上の教育的配慮が必要と認められる場合	全学年の児童生徒	必要と認められる期間	①入学を指定された学校の変更申立書 ②通学安全の確保にかかる誓約書 ③校長の意見書
10-1	特別支援学級に入級を必要とし、指定校にその設置がない場合 〈許可の条件〉 ①喜多方市心身障害児就学指導審議会で判定したもの	全学年の児童生徒	特別支援学級に入級を必要とする期間	①入学を指定された学校の変更申立書 ②通学安全の確保にかかる誓約書
10-2	兄弟姉妹が上記10-1の基準により学区外通学をしており、兄弟姉妹と同じ学校への通学を希望する場合	全学年の児童生徒	兄弟姉妹が学区外通学をする期間又は卒業まで	①入学を指定された学校の変更申立書 ②通学安全の確保にかかる誓約書
11	喜多方市立小学校小規模特認校実施要綱に基づき小規模特認校に就学している児童が、在学する小規模特認校の中学校に入学を希望する場合	小規模特認校6年の児童	中学校卒業まで	①入学を指定された学校の変更申立書 ②通学安全の確保にかかる誓約書
12	その他、学区外通学の必要性が認められる事由がある場合 〈許可の条件〉 ①具体的な事由を検証	全学年の児童生徒	必要と認められる期間	①入学を指定された学校の変更申立書 ②通学安全の確保にかかる誓約書 ③具体的な事由を証する書類の写し